別 紙

暴力団関係者の排除に関する特約条項

（設計等業務請負契約・業務委託契約）

（暴力団関係者に係る契約解除）

第１条 委託者は、受託者が東京都暴力団排除条例（平成２３年３月１８日東京都条例第５４号）に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第５条第１項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下「暴力団関係者等」という。）であることが判明した場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

２ 委託者は、第１項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

３ 契約書の契約解除に伴う契約保証金の取り扱い及び契約保証金の納付がない場合の違約金の取り扱いについての規定は、第１項の規定による解除の場合に準用する。

４ 受託者は、第１項の規定による契約解除された場合において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく委託者に返還しなければならない。この場合において、受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品の納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

５ 受託者は、第１項の規定による契約解除された場合において、履行場所等に受託者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受託者は遅滞なく当該物件を撤去するとともに、履行場所等を原状に復して委託者に明け渡さなければならない。前項及び本項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が定めるものとする。

６ 契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

（再委託禁止等）

第２条 受託者は、暴力団関係者等に当該業務の全部又は一部を委託してはならない。

２ 受託者が暴力団関係者等に再委託していたことが判明した場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除その他必要な措置を求めることができる。

３ 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

４ 委託者は、第２項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、委託者の契約から排除する措置を講ずることができる。

（不当介入に関する通報報告）

第３条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

２ 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面を委託者及び管轄警察署に提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく書面を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。

３ 受託者は、再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。

４ 委託者は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、委託者の契約から排除する措置を講ずることができる。